



**傍聴 教育委員会**

時 1月26日(火)午後2時  
場 保谷庁舎4階  
内・定 行政報告<sup>ほか</sup>・10人  
◆教育企画課 図(☎042-438-4070)

**社会教育委員の会議**

時 1月18日(月)午後3時～5時  
場 保谷庁舎3階  
内・定 今後の活動・5人  
◆社会教育課 図(☎042-438-4079)

**中原小学校建替協議会**

時 1月29日(金)午前10時  
場 保谷東分庁舎  
内・定 建替校の将来像<sup>ほか</sup>・10人  
※1月19日(火)開催予定の第3回会議は、市外での学校視察のため傍聴不可  
◆教育企画課 図(☎042-438-4070)

**傍聴 審議会など**

**文化財保護審議会**

時 1月29日(金)午前10時～正午  
場 保谷庁舎3階  
内・定 西東京市の文化財保護・5人  
◆社会教育課 図(☎042-438-4079)

**個人情報保護審議会**

時 1月29日(金)午後2時～4時  
場 田無庁舎3階  
内・定 個人情報保護制度<sup>ほか</sup>・5人  
◆総務法規課 田(☎042-460-9811)

**ひばりが丘中学校建替協議会**

時 2月1日(月)午前10時  
場 保谷庁舎別棟  
内・定 協議会検討結果報告書(案)<sup>ほか</sup>・10人  
◆教育企画課 図(☎042-438-4070)

**パブリックコメント 市民の皆さんの意見をお寄せください**

市の重要な政策を策定する際に、原案を公表して広く市民の皆さんから意見を求め、いただいた意見を考慮しながら政策を決定します。  
※匿名意見は受け付けませんので、意見提出の際は、住所・氏名を必ずご記入ください。  
※ご意見には個別に回答しません。

**事案名 第3期子ども読書活動推進計画(素案)**

◆中央図書館(☎042-465-0823)

策定趣旨	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき策定します。子どもたち(0～18歳)が、自主的に読書に向かうことができるように配慮しながら、いつでも必要な本に手が届く環境を整備し、生きる力を育むことを目的としています。
閲覧方法	1月15日(金)から、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市HP
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人・団体
提出期間	1月15日(金)～2月12日(金)(必着)
提出方法	①持参 ※月曜日を除く ②郵送(〒188-0012南町5-6-11 中央図書館) ③ファクス(☎042-463-9150) ④市HPから
検討結果の公表	3月(予定)

**はなバスのルート見直し**



市では、はなバスのルートなどの見直しを進めており、平成27年4月に「はなバスルート等見直し(案)」を示し、パブリックコメントを実施しました。現在、いただいたご意見などを踏まえ、4月からのルート見直しに向けた準備を進めています。今回は、第2ルート(東伏見駅～保谷駅間)と第4ルート(田無駅～多摩六都科学館間)の見直しを予定しています。

**第2ルートの見直し内容**

民間路線バスと競合している東伏見駅から保谷駅間のうち、東伏見駅から保谷庁舎間を存続し、第5ルートと接続させ「東伏見駅北口～保谷庁舎～ひばりが丘駅」のルートとします。

**第4ルートの見直し内容**

踏み切り通過などによる遅延や利用状況などの課題を解消するため、西武新宿線の北側と南側でルートを分割します。

●第4北ルート…西武新宿線の北側区間を運行する新たなルートで、「田無駅～多摩六都科学館～花小金井駅」の系統とします。現在の第4ルートの停留所のうち、⑬芝久保4丁目住宅、⑭東京街道・科学館南、⑮多摩六都科学館を利用している方はこのルートをご利用ください。

●第4南ルート…主に西武新宿線の南側区間を運行するルートで、田無駅から芝久保運動場で折り返す系統を基本とします。利用が少ない西武新宿線北側の課題区間である、みたけ分社通りから花小金井駅までは、今後の利用状況により存廃を検討します。

※各ルートの詳細は、決定後に改めて市報・市HPでご案内します。

◆都市計画課 図(☎042-438-4050)

**事案名 文化財保存・活用計画(素案)**

◆社会教育課 図(☎042-438-4079)

策定趣旨	文化財の保存・活用を推進し、文化財を生かしたまちづくりを目指す計画を策定します。
閲覧方法	1月15日(金)から、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市HP
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人・団体
提出期間	1月15日(金)～2月12日(金)(必着)
提出方法	①持参(保谷庁舎3階) ②郵送(〒202-8555市役所社会教育課) ③ファクス(☎042-438-2021) ④市HPから
検討結果の公表	3月(予定)

**事案名 耐震改修促進計画(案)**

◆都市計画課 図(☎042-438-4051)

策定趣旨	現在の耐震基準で建てられていない住宅・建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを実現するために、平成20年3月に策定された現行計画を計画期間満了に伴い改定します。このたび、案がまとまりましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。
閲覧方法	1月21日(休)から、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市HP
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人・団体
提出期間	1月21日(休)～2月22日(月)(必着)
提出方法	①持参(保谷庁舎5階) ②郵送(〒202-8555市役所都市計画課) ③ファクス(☎042-438-2022) ④市HPから
検討結果の公表	3月(予定)

**災害に強いまちづくりを進めています**

**分譲マンション耐震アドバイザー**

耐震診断・改修の専門家を派遣します。  
内 ①耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成に関すること  
②耐震診断・改修の必要性や改修に至るまでの取組方法に関すること

対 分譲マンションの管理組合<sup>など</sup>  
□派遣回数<sup>など</sup> 同一の分譲マンションに対して1回2人、計3回<sup>まで</sup>  
※そのほか詳細な条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

**木造住宅の耐震診断・耐震改修などの費用助成**

木造住宅の耐震診断・耐震改修・耐震シェルター設置費用の一部を助成します。

**耐震診断費用の助成**

□対象建築物 昭和56年5月31日以前の建築で、現に居住している市内の木造住宅

□助成金額 6万円を上限に、耐震診断費用の2分の1以内

**耐震改修費用の助成**

□対象建築物 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の定める基準に沿って耐震改修を行った住宅  
□助成金額 30万円を上限に、耐震改修費用の3分の1以内  
※別途、所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。

**耐震シェルター設置費用の助成**

対 65歳以上の方または身体障害者手帳(1～4級)所持者を含む世帯

□対象建築物 昭和56年5月31日以前の建築で、現に居住している市内の

木造住宅  
□助成金額 30万円を上限に、設置費用の10分の9以内

**診断・改修共通事項**

診断機関は「(社)東京都建築士事務所協会北部支部の会員」「東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所」「建築士で市長が認めたもの」に指定しています。

**診断・改修・シェルター設置共通事項**

●助成金額は、1,000円未満の端数を切り捨て

●助成金の交付は、同一の住宅に対して診断で1回、改修またはシェルター設置どちらか1回を限度とし、いずれも完了後に交付

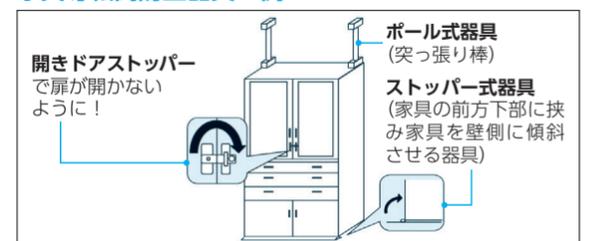
※そのほか助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に着工した場合は、助成できませんのでご注意ください。

◆都市計画課 図(☎042-438-4051)

**家具等転倒防止器具取付け等サービス**

高齢者世帯・障害者世帯に「家具等転倒防止器具取付け等サービス」を実施します。  
器具の説明が記載されているチラシを高齢者支援課・障害福祉課で配布しています。詳細は、下表をご覧ください。

**家具等転倒防止器具の例**



**サービス詳細**

	高齢者世帯	障害者世帯
対象世帯	65歳以上の方のみの世帯(老人福祉施設などに入居している方を除く)	身体障害者手帳4級以上または愛の手帳4度以上をお持ちの方のみの世帯
種類	※1世帯につき1回の <sup>み</sup> 。過去に給付を受けた世帯は対象外	
①器具の給付・取付け	1世帯につき給付する器具料金上限額4,000円(税込み)	
②器具の取付け <sup>のみ</sup>	1世帯につき3カ所 <sup>まで</sup> ※業者が取り付けできる器具をお持ちの世帯 <sup>のみ</sup>	
申請期間	1月15日(金)～2月26日(金)	
持ち物	印鑑 ※代理人が申請する場合は、委任状が必要	
申請書配布・受付	高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)	障害福祉課(両庁舎1階)
問い合わせ	高齢者支援課 図(☎042-438-4028)	障害福祉課 図(☎042-438-4034)